

京都市告示第 208 号

地方自治法第 243 条の 2 第 1 項及び京都市会計規則第 43 条第 1 項の規定に基づき、次の者を京都市公金収納受託者として、公金の徴収事務を委託します。

令和 8 年 7 月 1 日

京都市長 松 井 孝 治

1 京都市公金収納受託者の名称及び所在地

公益財団法人大学コンソーシアム京都 京都府京都市下京区西洞院通塩小路下る東塩小路町 939 番地

2 京都市公金収納受託者に徴収事務を委託した歳入の種類

京都市大学のまち交流センターの施設使用料

3 京都市公金収納受託者として指定した日

令和 5 年 4 月 1 日

4 京都市公金収納受託者へ徴収事務を委託した日

令和 5 年 4 月 1 日

(総合企画局国際都市共創推進室)